

「知的財産推進計画2018」等で示されている今後の検討課題

「知的財産推進計画2018」（平成30年6月12日知的財産戦略本部）や「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）、「文化芸術推進基本計画（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

知的財産戦略ビジョン～「価値デザイン社会」を目指して～

（平成30年6月12日知的財産戦略本部）

第5. 将来の「仕組み」に向けて今後の検討が必要な課題

2. 具体的なシステムの例

（2）技術・データ・コンテンツ等知的資産（人を含む）の柔軟な交流や共有を促し、価値を拡大する仕組みの構築

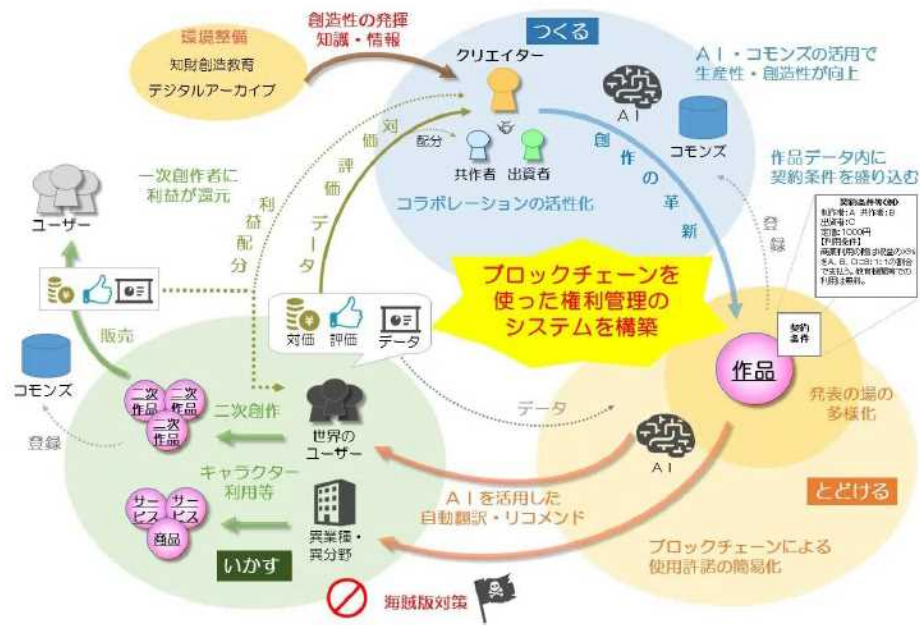
③ 次世代のコンテンツ創造・活用システムの構築【中・長期】

我が国の文化の一側面とも言える価値ある正規のコンテンツが素早く、幅広く配信され、適正な対価が関係者に還元されるよう、ブロックチェーン技術等の活用によって権利管理や利益配分の自動化・簡略化を進め、制作・活用の両方の局面におけるコラボレーションの活性化、新たな資金調達手法の構築、さらには二次利用市場の拡大等を円滑化しつつ、海賊版を根絶するような仕組みを構築する。あわせて、AI の利用による生産性の向上、新たな創作表現の実現、マーケティングや翻訳等ローカライズの円滑化などを促す。

一方で、新たな才能を生み出す場でもあるユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツ（UGC）については健全性を担保するためのアーキテクチャーの導入や紛争処理の仕組みを検討する。

- ブロックチェーン技術等の活用により、コンテンツを「つくる」、「とどける」、「いかす」の全体が適切に循環し、それぞれの参加者が持続的に適正な便益を享受できるよう、権利の管理と円滑な利用・利益配分システムの構築を促進する。
- リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為について法的措置が可能であることの明確化や、サイトブロッキングの法的根拠の明確化等、悪質な海賊版サイトへの多層的かつ実効性のある対抗手段の導入に取り組む。

図 10 次世代のコンテンツ創造・活用システムの構築
 (ブロックチェーン(分散台帳技術)、AI等新技术の活用)



(第4回会合机上資料をもとに修正)

(3) 世界に共有される価値や感性の持続的な生産・発信・展開

③ デジタルアーカイブの構築【短・中期】

企業、大学、行政機関や、美術館・博物館や図書館など、様々な主体が保有する多様な分野の知的資産をデジタルアーカイブとして可能な限り利用しやすい形にし、時間や空間の制約を超え、日本の価値観や歴史、文化を継承・共有・再発見する目を養うとともに、新たなコンテンツクリエイションの源泉として利活用していく。

- ブロックチェーン技術等の活用による知的資産の権利管理・利益配分システムの構築を促進する。

2. 「知的財産推進計画2018」重点事項

(2) 挑戦・創造活動を促す

③ コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立

(現状と課題)

マンガ、アニメ、映画、音楽、ゲーム、放送番組などのコンテンツは、クールジャパン戦略を牽引する要素であり、対日理解促進においても不可欠なものである。これまで、ローカライズやプロモーションを支援する「ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成金」(J-LOP 事業)や、放送コンテンツ海外展開事業等の政府の施策が着実に実行され、成果を挙げてきた。

今後、海外展開を深化させていくためには、「モノ」から「コト・サービス」へと移りつつある消費動向や5G通信の整備等の技術革新、通信環境の変化を捉えた戦略が必要であり、異業種との連携を含めた面的展開の取り組みを支援していく事も必要となる。例えば、昨今、コンテンツ分野における新たな成長領域として注目されるeスポーツは、配信の主流がデジタルになったことで生まれたビジネス展開であり、政府として、こうした新たな動きを迅速に捉え、必要に応じ、健全な発展のための適切な環境整備に取り組んでいくことが求められる。

加えて、コンテンツ産業の持続的発展のためには、制作環境の整備が必要であり、クリエイター等が新たな手法で資金調達を行い、作品を流通させる試みを支援することが求められる。ブロックチェーン技術等の新たな技術は、著作物の管理・利益配分の仕組みの構築に寄与する可能性があり、こうした新たな技術の活用により、著作物の利活用が容易になることで、クリエイターが適切な対価を得やすい環境整備や、死蔵されている著作物の価値の最大化を促すような取組も併せて後押しする必要がある。

(施策の方向性)

- ・コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みの構築のための検討を行う。

(短期、中期) (経済産業省、文部科学省)

④ 模倣品・海賊版対策

(現状と課題)

2017年は、国境を越えて先鋭化・巧妙化する知財侵害の猛威を再認識させられた年であった。具体的には、上半期には、極めて悪質な巨大侵害コンテンツ配信サイトが問題となり、下半期には、リーチサイトの運営者が自ら海賊版コンテンツの配信も行っていたとして逮捕されたり、マンガ等を発売日前にウェブサイト公開する、いわゆる「ネタバレサイト」の運営者が逮捕されたりするなど、昨今のインターネット上の海賊版関連サイトに関する悪質性、被害拡大が印象付けられる報道が目立った。それ以降も、運営管理者の特定が非常に困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイトが出現・確認され、多くのインターネットユーザーのアクセスが集中する中、順調に拡大しつつあった電子コミック市場の売り上げが激減するなど、著作権者等の権利が著しく損なわれる

事態も生じている。

このような情勢の中、「知的財産推進計画 2017」において、インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策を掲げてきたが、急激に拡大する権利侵害を食い止めるため、本年4月13日に、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において緊急対策が決定されたところである。

本年度においては、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、模倣品・海賊版対策の進め方について、民間の取組みを支援しつつ、政府一体となって改めて検討を強化していく必要がある。それにより、現在横行している悪質な侵害に対して歯止めを掛け、加えて、先見性を持って対策を講じていくことを検討することにより、製造産業やコンテンツ産業等における将来の被害を極小化させることが期待される。

(施策の方向性)

- ・インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省における検討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、正規版等の流通の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討する。(短期, 中期)

(内閣府, 警察庁, 総務省, 財務省, 文部科学省, 経済産業省, 関係府省)

- ・リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。(短期) (文部科学省)
- ・知財に関する教材の充実の観点から、海賊版対策を含めた著作権教育に資する教材等の在り方を検討した上で、教材等の開発・普及を行う。(短期, 中期) (文部科学省)
- ・模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。

(短期, 中期) (警察庁, 消費者庁, 財務省, 文部科学省, 農林水産省, 経済産業省)

(3) 新たな分野の仕組みをデザインする

④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

(現状と課題)

現行の著作権システムについては、大量の情報を利用する場合に全ての著作権者から事前に許諾を得ることは事実上不可能であるなどの課題が指摘されていた。そのため、著作物の行為類型に応じた適切な柔軟性を確保した規定を整備する著作権法改正法案が作成され、国会における審議を経て成立した。

上記改正法の成立を受け、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定などの措置を講ずる必要がある。また、保護と利活用のバランスを図りながら、イノベーションの促進のため、引き続き、新たな時代のニーズに的確に対応した著作権システムについての検討を継続する必要がある。

(施策の方向性)

- ・ 著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンス環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。(短期) (文部科学省) 【再掲】
- ・ 権利者団体と協力して実施している実証事業の結果等を踏まえ、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた方策について検討し、必要な措置を講ずる。
(短期, 中期) (文部科学省)
- ・ 著作物等の利用円滑化の観点から、拡大集中許諾制度に係るこれまでの調査研究等の結果を踏まえ、具体的課題について検討を進める。(短期, 中期) (文部科学省)
- ・ 権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、音楽分野においてはコンテンツの権利情報を集約化したデータベースの整備と、当該データベースを活用した権利処理プラットフォーム構築のための実証事業を実施する。
(短期, 中期) (文部科学省, 経済産業省)
- ・ コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みの構築のための検討を行う。
(短期, 中期) (経済産業省, 文部科学省) 【再掲】
- ・ クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。
(短期, 中期) (文部科学省, 経済産業省)
- ・ ICT 活用教育等における著作物の円滑な利活用に向けて、教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有その他の学校等における著作物利用の円滑化方策について検討を行う。(短期, 中期) (文部科学省)
- ・ 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンス環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。
(短期, 中期) (文部科学省)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(4) 分野別の対応

③ 文化芸術立国の実現

「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、2020年までを文化政策推進重点期間と位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などにより文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大を図るとともに、文化財の高精細レプリカやVR作成など文化分野における民間資金・先端技術の活用を推進する。また、子供や障害者等の文化芸術活動の推進や、国立文化施設の機能強化を図るとともに、文化財を防衛する観点を踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。さらに、京都への全面的な移転に向け、文化庁の機能強化等を着実に進める。映画のロケ誘致やアート市場の活性化に向けた検討などを進めるとともに、文化プログラムの全国展開、日本遺産の認定・活用や国際博物館会議（ICOM）京都大会2019の開催等を通じて日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信する。

文化資源について、各分野のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、内外の利用者が活用しやすい統合ポータル構築を推進する。また、インターネット上の海賊版サイトに対して、あらゆる手段の対策を強化する。また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備について指定法人による取組を促進する。

コンテンツや衣食住を含む日本固有の魅力を創造して、発信し、商品・サービスの海外展開やインバウンド消費の拡大を図るクールジャパン戦略を深化させ、地域プロデューサー人材の育成や国内外拠点の活用などを進めるとともに、国民が適正な対価で興行・イベント等を享受できる環境を整備する。

国立公文書館について、新たな施設の建設に向けて取り組み、その機能を充実させる。

第2 具体的施策

Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

1. 基盤システム・技術への投資促進

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 新たな技術・ビジネスへの対応

⑦ 放送・コンテンツビジネスの未来像を見据えた取組の推進

・技術革新及び通信と放送の更なる融合の中で、従来の通信・放送・コンテンツといった枠を超えた国際競争が始まっている現状を踏まえ、放送事業者がより多様で良質なコンテンツを提供するとともに、社会的機能を十全に果たしていく未来像を見据え、放送コンテンツのネット配信の推進など通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築、放送コンテンツのグローバル展開・有効活用、また制作関連の取引や働き方などの制作現場の更なる環境改善、コンテンツ流通の推進等を進める。

4. 知的財産・標準化戦略

(3) 新たに講ずべき具体的施策

・著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発及びライセンス環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。

・「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成30年4月13日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、正規版流通の拡大のほか、サイトブロッキングに係るものを含め、必要な法整備の在り方や国民への著作権教育を含む方策について検討する。

[3] 海外の成長市場の取り込み

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 日本の魅力をいかす施策

② クールジャパン

・ブロックチェーン技術等の活用によるコンテンツの活用を促す新たな仕組の構築に加え、海賊版対策の強化を図る。

第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展，次世代への継承が確実に行われ，全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

- 著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下「著作権等」という。）は，思想又は感情の創作的な表現物である著作物等の〈創作—流通—利用〉のサイクルの維持・発展を担う法的なインフラとして，文化芸術の振興の基盤を成すものである。また，著作物等の情報を活用する産業，教育，福祉，観光など，文化芸術政策との連携が求められる様々な政策分野に係る施策を推進していく上でも重要な役割を担うものである。
また，今日の情報通信技術の発達に伴い著作物等の創作・流通・利用をめぐる環境の急激な変化を踏まえ，著作権制度の整備，著作物等の適正な流通環境の整備，著作権に関する教育や普及啓発の充実，著作権侵害対策の強化等の施策を総合的に展開していくことにより，社会の要請に迅速かつ的確に応えていく必要がある。さらに，これらの施策を国際文化交流・協力の観点からも推進していくことが求められる。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ，イノベーションが生まれるとともに，文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し，創造的で活力ある社会が形成されている。

- 著作権等は，文化芸術関連産業をはじめ著作物等が活用される情報関連産業と密接な関係を有しており，それらの産業の振興を図りイノベーションを促進していく上で，著作権制度や著作物等の流通環境の整備は重要な役割を果たすものである。また，文化芸術によるイノベーションを実現する上で，文化芸術関連産業・市場（マーケット）の育成や，先述（目標1参照）のとおり文化芸術の創造，発展，継承の基盤を整えることが重要であり，公正な利用に留意しつつ，著作権等の保護を図っていくことが求められている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり，多様な価値観が尊重され，心豊かな社会が形成されている。

- 著作権制度は，著作物等の創作，流通，利用のサイクルの持続的発展の基盤となるものである。著作権関係施策を適切に講じていくことは，いずれも，国民が著作物等を適切に享受できる機会を確保することにつながるものであり，文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。

第3 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

- 上記の四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を中長期的に実現するため、第1期文化芸術推進基本計画の期間中（平成30～34年度（2018～2022年度）の5年間）においては、国際的な動向も勘案しつつ平成32年（2020年）及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識して、六つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定めることとし、国家戦略としての文化芸術政策を強力に押し進める。
- また、文化芸術基本法に基づく基本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」を定めることとし、関係省庁の関連施策や文化芸術基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含めて盛り込む。
- なお、各施策については、厳しい財政事情に照らして、既存施策の不断の見直し、効率化や重複施策の統合を進めること等により重点化を図りつつ、最大限の効果を上げる必要がある。

戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

- 著作権等については、先述（目標1参照）の著作権制度の意義や政策推進の方向性を踏まえ、権利保護と公正な利用のバランスを取りながら施策を展開していく。その際、近年、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の創作、流通、利用をめぐる環境が大きく変化し、これらの行為に関わる者の裾野も広がっていると同時に、これらの行為は国境を越えて行われるようになっていくことを踏まえ、国際的な視点に留意しつつ、社会の変化に応じ著作権の保護と著作物等の利活用の在り方を見直すとともに、必要な制度等の整備を行う。
また、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図るとともに、学校等における著作権教育の充実を図る。

戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

- 著作権等については、イノベーションの促進のため、我が国の成長戦略の観点から、今日、IoT（Internet of Things）・ビッグデータ・人工知能などの技術革新を活用する「第4次産業革命」に対応した知財システムの構築が求められていることや、先述（目標2参照）の文化芸術関連産業・市場（マーケット）の育成や文化芸術の基盤整備の重要性を踏まえ、社会経済の動向を捉えて適時に著作権制度の見直し等に取り組

む。

戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

- 著作権等については、著作権侵害発生国政府機関や関係機関との協力等により、開発途上国の著作権制度整備に貢献するほか、海外において、著作権に関する普及啓発、著作権侵害対策を講ずるとともに、正規版コンテンツの流通を促進していく。

戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

- 先述（目標3参照）のとおり、著作権制度は、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。特に著作物等の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業等における著作物等利用の円滑化を図ることによって、これを一層推進する。

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

1 戦略1 関連

- デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作、流通、利用環境の変化に対応して、著作権等の保護及び著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い、必要な措置を講じる。【戦略1, 2】
- コンテンツの適正な流通・活用を促進するため、権利の集中管理の促進等によるライセンス環境の整備、権利情報を集約化したデータベースの構築にむけた実証、権利者不明著作物の利用円滑化等、著作権処理の円滑化を促進する。【戦略1】
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害発生国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。また、深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。【戦略1, 3】

- 世界知的所有権機関（WIPO）における著作権等関連条約の策定に向けた議論及び各国との経済連携協定交渉等に積極的に参画することを通じて、著作権制度の国際的調和を図る。【戦略1】
- 著作権等の保護と著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度や流通環境の整備に資するため、国内外の法制度やその運用動向、国内における著作物等の利用のニーズや流通実態等、及びこれらを踏まえた制度や流通整備の在り方について、情報収集するとともに、調査研究を実施する。【戦略1】
- 著作権に関する対象者別セミナーの開催、学校での児童・生徒等に対する著作権教育、文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など、様々な方法により、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。その際、対象者の属性（クリエイター、利用者等）ごとの需要に応じて取組内容の充実を図る。【戦略1】
- 国民が著作物等の創作者、利用者のいずれの立場からも著作権等の適切な保護と公正な利用を行うことができるようにするため、学校等の教育において活用できる著作権教育用の教材を開発・普及等に取り組む。【戦略1】

2 戦略2 関連

- デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作、流通、利用環境の変化に対応して、著作権等の保護及び著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い、必要な措置を講じる。【戦略1, 2】

3 戦略3 関連

- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害発生国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。また、深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。【戦略1, 3】

4 戦略4 関連

- 著作権等の適切な保護とのバランスに留意しつつ、障害者等の情報アクセス機会の充実、図書館等の社会教育施設や学校における著作物等利用環境の充実など、公益的な観点からの著作物等の適正な利用を促進するための課題について、ニーズを踏まえて検討を行い、必要な措置を講ずる。【戦略4】

「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)

II 分野別実施事項

6. 投資等分野

(3) 放送を巡る規制改革 (通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	インターネット同時配信の推進, 通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築	<p>インターネット同時配信を推進するとともに, 通信網・放送波の配信方式にかかわらず, 視聴者にとってより利用しやすく, 既存の放送事業者にとってより自由度の高い事業展開の選択肢が得られ, かつ新規参入がより円滑に可能となるよう, 多様な事業者が利用できる新たなプラットフォーム・配信基盤を構築することを含めて, 以下の措置を講ずる。</p> <p>a NHK・民放ともにインターネット配信しやすい環境整備がなされ, それが視聴者にとって利用しやすく, 円滑に運営できる配信基盤の構築がなされるよう, 検討の場の設定など必要な措置を講ずる。</p> <p>b NHKの常時同時配信の是非について早期に結論を得る。</p> <p>c 同時配信に係る著作権等処理の円滑化(No. 26bに後掲)</p> <p>d Society5.0時代に最新技術を活かして新たな成長戦略を描くため, 産学官(放送・通信事業者等の関係事業者, 大学・研究機関, 関係府省等)が連携・検討し, その上で, 新たな配信基盤の構築に向けて, 技術の実証を行う。</p> <p>e 放送大学の地上放送跡地, V-high帯域を, 新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。</p> <p>f 新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から, 必要に応じたNHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する。</p>	<p>a:平成30年度中に措置</p> <p>b:引き続き検討を進め, 早期に結論を得る</p> <p>c:No. 26bに後掲</p> <p>d:平成30年度中に開始</p> <p>e:平成30年度検討開始, 平成31年度までに結論</p> <p>f:平成30年度中に検討・結論</p>	<p>a, b, d, e, f: 総務省</p> <p>c:総務省 文部科学省</p>

(4) 放送を巡る規制改革（グローバル展開，コンテンツの有効活用）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	放送コンテンツの海外展開の支援	<p>放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。</p> <p>b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。</p> <p>c 海外の著作権等の担当部局との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。</p> <p>d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。</p> <p>e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等で連携して検討する場を設ける。</p> <p>f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。</p> <p>g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。</p>	<p>a, b, c, f, g: 平成 30 年度上期以降継続的に実施,</p> <p>d: 平成 31 年通常国会までに法案提出,</p> <p>e: 平成 30 年度早期に措置</p>	<p>a: 総務省</p> <p>b: 総務省 経済産業省</p> <p>c: 文部科学省 経済産業省</p> <p>d: 文部科学省</p> <p>e: 内閣府</p> <p>f: 文部科学省 経済産業省</p> <p>g: 総務省 外務省</p>
26	コンテンツの流通の推進	<p>コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業(権利情報データベースの構築, 当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに、権利情報の集中管理, 包括的な権利処理,</p>	<p>a: 平成 30 年度中に検討開始, 平成 31 年度結論・措置</p> <p>b: 平成 30 年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次</p>	<p>a: 総務省 文部科学省 経済産業省</p> <p>b: 総務省 文部科学省</p>

		<p>収益の分配の全体が整合のとれた改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI技術を活用した海外実務を参考にする。</p> <p>b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。</p>	<p>実施。 著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成 31 年度措置</p>	
--	--	---	---	--

(12) その他民間事業者等の要望に応える規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
57	<p>高等学校の遠隔教育における著作物の円滑な利用環境の整備</p>	<p>著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権の補償金に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障害とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。</p> <p>b 補償金に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障害とならないように、財政面も含め必要な支援について検討を行い、結論を得る。</p> <p>c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。</p>	<p>a:速やかに措置</p> <p>b:著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号。以下「著作権法一部改正法」という。）の施行を待たずに、速やかに検討開始、結論を得る</p> <p>c:著作権法一部改正法施行後、速やかに措置</p>	文部科学省

第2部 官民データ活用推進基本計画

II 施策集

II-（3）データの円滑な流通の促進【官民データ基本法第11条第3項関係】

[これまでの主な取組]

データの安心・安全かつ公正・自由な流通・活用に向けて、データの不正流通に対する差止制度の創設等を内容とする「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第33号）、遠隔授業における公衆送信の円滑化等を内容とする「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）、デジタル教科書に係る権利制限の見直し等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第39号）が第196回通常国会において成立した。また、平成30年6月に契約でのデータ利用等に関する適切な取決め等について整理したデータ契約ガイドラインの改定を行った。

○[No.3-2] 著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備

分野横断

- ・ インターネット等を活用した著作物利用の円滑化に向けた早期の環境の整備が必要。
- ・ このため、文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）の結論を踏まえ、著作権者の利益を害さない一定の行為又は著作権者に与える不利益が軽微な行為について著作権者の許諾を得ずに利用できる環境を整備する著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）が第196回通常国会において成立したことを受け、今後、施行に向けて政省令の整備等の必要な取組を実施。
- ・ これにより、新たな時代のニーズに的確に対応した著作物の公正な利用を促進。

KPI（進捗）：政省令の整備状況

KPI（効果）：著作物の公正な利用の促進

○[No.3-3] 教育の情報化の推進

分野横断

- ・ 権利処理の事務上の負担から遠隔授業において著作物等の利用を断念するケースが多い等の実態を踏まえ、教育上必要な著作物をICT活用教育において円滑に利活用を行うための環境の整備が必要。
- ・ このため、文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）の結論を踏まえ、学校授業の過程における著作物の公衆送信の円滑化に向けた著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）及びデジタル教科書に係る権利制限の見直しに向けた学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）が第196回通常国会において成立したことを受け、今後、施行に向けて政省令を整備する。また、教育機関におけ

- る著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について検討し、必要な措置を実施。
- これにより、遠隔授業のための公衆送信の円滑化及びデジタル教科書の利用が促進。

KPI（進捗）：政省令の整備状況、研修・普及啓発活動の実施状況

KPI（効果）：著作物の公正な利用の促進

分野横断

○[No. 3 - 4] 権利情報を集約したデータベースの利用促進

- あらゆる国民が著作物を創作し、利用する時代において著作物の適法かつ円滑な利用の促進が必要。
- コンテンツの創作サイクルの基盤を整備し、権利処理を円滑化するため、平成29年度の実証事業の成果を踏まえ、未整備の権利情報の集約機能の強化や権利処理機能の実装等の検討を進め、権利情報を集約したプラットフォーム構築のための更なる実証事業を実施。
- これにより、文化の発展及び著作物の経済価値を増大。

KPI（進捗）：データベースの利用促進に係る措置の実施状況

KPI（効果）：データベースの登録件数・利用者数